

2026年度 法科大学院

第3期入学試験問題

2時限

民法

(論文集)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

Xは、2024年8月、Y宅においてYほか2名と花札賭博をし、その結果、Xが他の3名に対し、合計100万円の負け越しとなった。Xは、Yから要求されるままに、Yに対して、100万円の金銭借用証書を差し入れたところ（以下、「本件債務」という）、その後、Yが、Xに対してしきりにその支払を催告するので、Xは、同月23日、他から金融を得て、20万円を支払い、残債務は80万円となった。ところが、Yは、さらに残債務の支払を請求し、その残債務を担保するため、X所有の土地に抵当権（以下、「本件抵当権」という）の設定を強要したので、Xもついに同年10月5日、右80万円について本件抵当権の設定を承諾し、その旨の登記を経由した。この場合に、Xは、Yに対して、本件抵当権設定登記の抹消登記手続を請求することができるかを検討しなさい。